

議案第56号

世田谷区登録有形文化財への登録の諮問
(勝光院の木造観音菩薩立像)

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之

(提案説明)

区文化財保護条例第54条に基づき、勝光院の木造観音菩薩立像の世田谷区登録有形文化財への登録について、文化財保護審議会に諮問するため、本案を提出する。

諮問候補の概要

1	名称及び員数	勝光院の木造観音菩薩立像	
2	種 別	世田谷区登録有形文化財(絵画・彫刻)	
3	所 在 地	東京都世田谷区桜一丁目 26 番 35 号	
4	所 有 者	宗教法人勝光院 代表役員 大場有里子	
5	概 要		
	(1)年代	江戸時代	
	(2)法量(cm)	像高	4.3
	(3)内容	一木造の素地の仏像で、彫眼である。頭部は群青、眉及び瞳は墨彩、口唇朱彩の彩色が施される。現状は、左手首より先が欠失しており、右臂にかかる天衣の下方も欠損している。小像でありながらも、三道が彫り出されるといった精密な造作が伺える。 現在本像は、黒漆塗内部漆箔の厨子に納められ、厨子は布製の外袋に納められている。本像の台座の材は色が異なり、本像と樹種が異なると推察される。	
	(4)勝光院沿革	勝光院は世田谷区内でも有数の曹洞宗の古刹で、中世の世田谷領主吉良氏の菩提寺である。その前身は、建武2年(1335)に吉良氏が開基となって建立した龍鳳寺と伝えられる。天正元年(1573)、世田谷城主の吉良氏朝が曹洞宗僧の天永琳達を中興開基として、父頼康の菩提を弔うために龍鳳寺を再興し、頼康の院号に因み勝光院と改称した。また、吉良氏の有力家臣であった大場氏・関氏・宇田川氏・石井氏等は勝光院を代々菩提寺とした。 徳川家康が関東に入国した後は、30石の朱印地を与えられており、旧吉良氏領内で最も格式の高い寺院である。	
	(5)伝来	江戸時代後期、文化6年(1809)にまとめられた『世田谷私記』や、文政13年(1830)に編さんの『新編武蔵国風土記稿』、天保3年(1832)刊行の『松の柴折』といった史料に、いずれも「一寸余りの氏朝の守本尊」の存在が記されており、本像がこれにあたると考えられる。	



勝光院の木造観音菩薩立像 正面画像